草木の資源化業務委託仕様書

本仕様書は、西原町（以下「発注者」という。）が、受注者に委託する発注者が西原町一般廃棄物処理計画で定められた処理区域内の家庭から収集及び自治会共同清掃作業で発生した伐採草木の資源化処理を行う業務（以下「本業務」という。）に適用する。

１目的

本業務は、西原町内で排出された伐採草木を、受注者が保有する処理施設において資源化処理を行うことを目的とする。

２受注者の資格要件

(1) 令和7・8年度西原町入札参加資格審査を受け、名簿に登載されている者。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の各号に該当しない者。

(3) 過去3年の間に地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当していない者。

(4) 国（独立行政法人、公社及び団体を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に実行していること。

(5) 受注者は、一般廃棄物処理業の許可を取得していなければならない。または「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条の２の５第１項に基づく、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理の届出済でなければならない。

(6) 受注者は、発注者及び発注者が収集運搬を委託した者、西原町内自治会が搬入した伐採草木を、自ら保有する処理施設等を使用することにより、堆肥またはマルチリング用敷材等に使用する資源化原料を生産する処理を行うものとし、処理実績を有していなければならない。資源化利用しない焼却処理は不可とする。

(7) 受注者は、資源化原料生産時に生じる残渣等は、関係法令等に基づき適正に処理するものとし、その費用は受注者が負担するものとする。

(8) 伐採草木の搬入場所は西原町内にある受注者の営業所等とし、搬入時間は原則受注者の営業時間内とする。ただし、自治会共同清掃作業等で土日祝日の搬入が必要な場合は、事前の相談により対応するものとするが、その場合は日単位で委託料が発生する。

(9) 受注者は、搬入された伐採草木を、計量法で定める基準に適合する計量器で計量するものとする。

３業務の内容

(1) 本業務は、発注者等が搬入した伐採草木を、受注者が堆肥またはマルチリング用敷

材等に使用する資源化原料を生産する処理を行うものとし、一連の業務について関係法令等を遵守の上、衛生的かつ確実に行うものとする。
(2) 本業務で受注者が生産した資源化原料は、受注者の所有物とする。
(3) 受注者は、発注者から引渡しを受けた伐採草木を引渡した状態または、中間処理後の状態のまま、国外輸出、不適正な保管、不法投棄、資源化利用しない単純焼却、埋立処分をしてはならない。
(3) 受注者は、当該資源化処理を責任をもって適正に履行するものとし、資源化原料生産業務を第三者へ請け負わせてはならない。

４搬入対象品目
(1)状態
　枯れていない伐採草木とし、石・土・ごみ・袋・紐等は事前に除去しておくこと。
(2)種類
①草木・剪定枝
②分別作業が必要な草木・剪定枝（主に自治会の地域共同清掃作業で発生）
③幹類（幹周囲30cm以上）
④根株

５搬入対象外品目
(1)木材
(2)資源化が困難な伐採草木
(3)大量の異物が混入している伐採草木

６伐採草木の年間搬入予定数量
(1)種類
①草木・剪定枝：160,000kg
②分別作業が必要な草木・剪定枝（自治会の地域共同清掃作業で発生）：1,500kg
③幹類（幹周囲30cm以上）：2,000kg
④根株：50kg
⑤土日祝祭日の搬入：18日
(2)収集状況等により、数量が増減することを受注者は承諾するものとする。

７契約期間
令和８年４月１日から令和９年３月31日まで。

８支払方法
(1)委託料は、本業務に係るすべての費用を含むものとする。
(2)委託料は、各々１kg当たり（土日祝祭日の搬入は１日当たり）の単価契約とする。
(3)委託料は、月払いとし、契約期間中の暦月を単位としてとりまとめ、実施月の翌月以降、発注者に搬入実績届等の書類を添付して請求するものとする。
(4) 請求金額の算定を行うための搬入数量は、発注者または、受注者発行の計量伝票に基づいて決定するものとする。
(5) 前号の委託料は、契約単価に搬入数量（土日祝祭日の搬入は搬入日数）を乗じて算定した金額に、消費税法の規定に基づく消費税及び地方消費税の額を加算して請求するものとする。この場合において、その合計額に円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。委託料＝（契約単価×搬出数量）＋消費税相当額

９運搬車両
(1) 搬入車両には、草木搬入許可証を掲示するとともに、同許可証に記載の注意事項を遵守しなければならない。
(2) その他搬入車両には、「西原町木枝運搬車」のマグネットを確認しやすい場所に掲示するものとする。

10処理の方法
(1)受注者は、発注者から引取った植木剪定枝は、受注者の処理施設において、全量資源化原料に処理するものとする。
(2)受注者は、前項の植木剪定枝に混在している廃棄物についても関係法令等に基づき適正に処分するものとし、その費用は受注者の負担とする。

11提出書類
(1)受注者は、発注者に契約後速やかに、現に有する以下の各項に掲げる書類を各１部ファイルにまとめて提出しなければならない。
①一般廃棄物または産業廃棄物処分業許可証の写し
②産業廃棄物処理施設を一般廃棄物の処理に供することが可能な届出書の写し（産業廃棄物処分業の場合）
③過去2年間に国（独立行政法人、公社及び団体を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を証明するもの。
④伐採草木の処理工程、搬出先等を記載したフローシート
⑤本業務に使用する計量証明事業登録証（事業の区分：質量）の写し
⑥計量器法定検査合格証明書の写し
⑦その他、発注者が指示する書類

12業務の調査等
発注者は、受注者に対して業務上必要な現地確認及び、調査または報告を求めることができるものとし、受注者は正当な理由なくこの調査を拒否してはならない。

13発注者への報告義務
(1) 受注者は、次の事由が生じた場合には、発注者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。
①本業務に関係する許可の全部または一部を廃止または休止することにより、本業務の履行が不可能となったとき。
②法に定める欠格要件に該当するとき。
③自治体等から法令に基づく許可取消または事業停止等の処分、改善または措置命令等の行政処分を受けたとき。
(2)受注者は、自治体等の立入調査、指導があった場合は、その内容、結果、対策等について発注者に速やかに報告しなければならない。
(3)発注者が、受注者から本条に定める通知報告が無かった場合または、遅延したことにより損害等を受けた場合は、受注者はその損害を賠償しなければならない。

14契約の解除
発注者及び受注者は、相手方が本契約条項に違反した時は、催告の上、本業務を解除することができる。ただし、引渡しを受けた植木剪定枝の処理が完了していない場合は、発注者、受注者双方の責任において当該植木剪定枝の処理が完了しなければ、本契約の解除はできないものとする。

15その他
(1)受注者は、関係法令等を遵守し、業務を履行しなければならない。
(2)業務委託契約書、仕様書等に記載無き事項が生じた場合は、その都度発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。